

建築物石綿含有建材調査者講習 募集要項(第7版)

本講習は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づき、解体、改修等の事前調査を適切に行い、石綿の飛散防止に資する調査の養成を図る講習です。

■一般建築物石綿含有建材調査者講習コース（座学講習、筆記試験の連続する二日間）
講義終了後の修了考査（筆記試験）に合格した方には、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

■実地研修コース（一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方が対象、実地研修半日程度、口述試験※不連続）
実地研修終了後の口述試験に合格した方には、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

1. コースのご案内

■一般建築物石綿含有建材調査者コース

本講習は、2日間の座学を通じ、石綿及び石綿含有建材に関する基礎知識、関連疾患、関係法令、事前調査の手法(建築図面調査、目視調査、分析、報告書作成等)等に関する知識の習得を図る内容となっています。

当センターホームページ掲載の日程表よりお選びください。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格 区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する実務経験年数</u> ：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上

7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
11	作業環境測定士（※4）	建築物石綿含有建材調査に関する 実務経験年数：5年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～11に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

※4 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう

* 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。

* 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、「3. 申込みに必要な書類」を参照ください。

（２）受講料

49,500円【消費税込、テキスト代込】（適用税率 10%）

（３）受講日程

会場の利用時間によって日程が変わるため、会場ごとにホームページに掲載しております。

詳細については、下記 URL にアクセスいただき、ご希望の会場に掲載しております日程をご覧ください。

<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/131/Default.aspx>

（４）持ち物

筆記用具（筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）

自動車運転免許証等、顔写真で本人確認が可能なもの（2日目のみ）

■実地研修コース

本講習は一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方を対象に、実際の建築物を使った演習を通じて建物における調査の実務能力を習得する内容となっています。

（１）受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格 区分番号	学 歴・実務経験年数等
12	12-a 受講区分 8（石綿作業主任者）で取得された <u>一般建築物石綿含有建材調査者で、調査者の資格を取得後、建築物石綿含有建材調査に関して 2 年以上の実務の経験を有する者</u>
	12-b 受講区分 8（石綿作業主任者）で取得された <u>一般建築物石綿含有建材調査者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務の経験を有する者</u> ※調査者の資格取得以前の実務経験も計上可
	12-c 受講資格区分番号「1～7、9～11」で取得された一般建築物石綿含有建材調査者

（２）受講料

44,000 円【消費税込】（適用税率 10%）

（３）受講日程

詳細については、下記 URL にアクセスいただき、掲載しております日程をご覧ください。

<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/131/Default.aspx>

（４）持ち物

筆記用具（筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）、ヘルメット、マスク（RL3/RS3 国家検定合格品・使い捨て不可）、デジタルカメラ（スマートフォン等も可）、バインダー、作業着（長袖・長ズボン）、作業靴（スニーカー可）、懐中電灯、用具入れバッグ（防塵マスクを収納できるもの。中身の見えないビニール袋等）、コンベックス（メジャー）、軍手

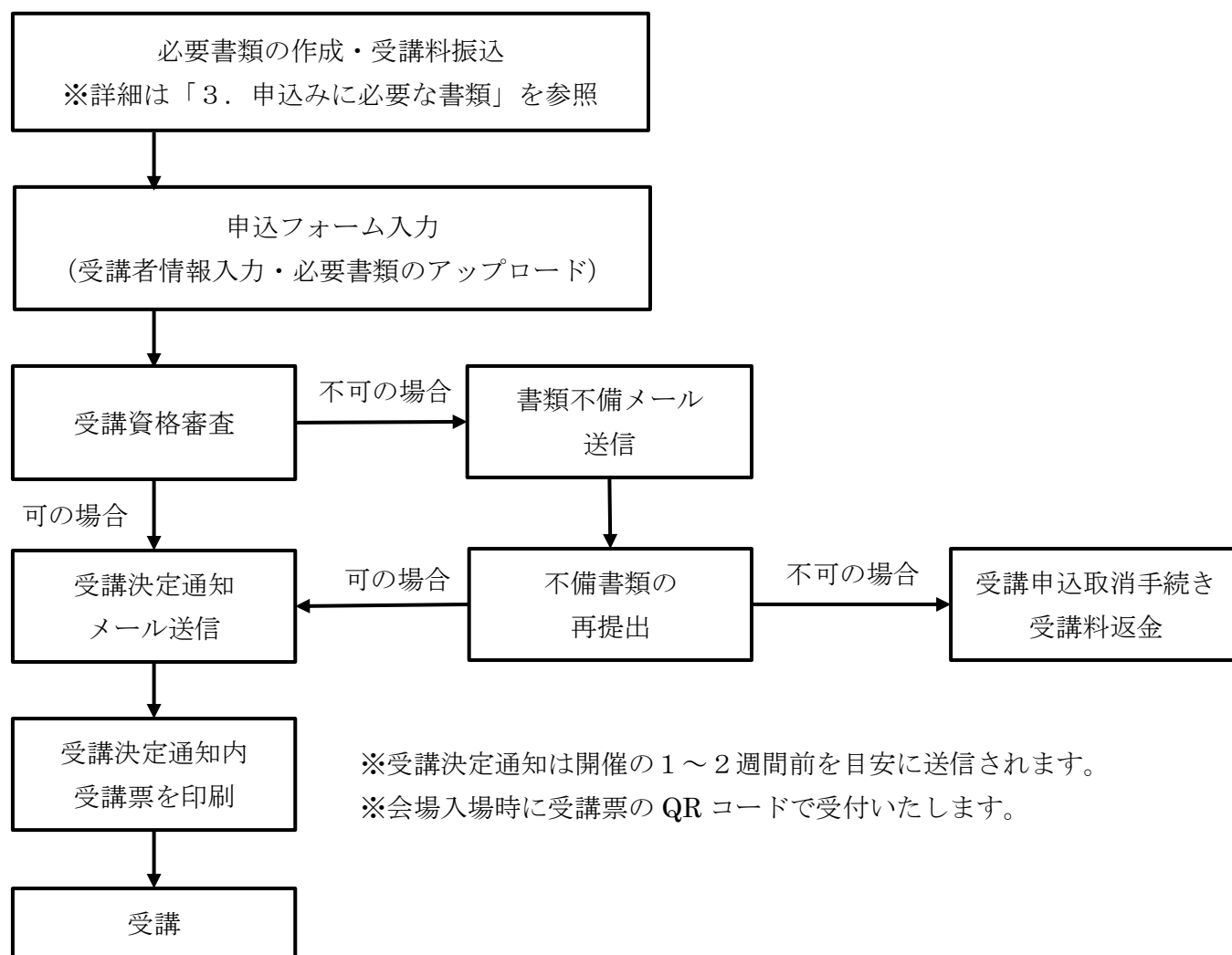
※ヘルメットと防塵マスクは、自ら用意できない場合は実費にてご提供いたします。ヘルメットは 550 円（税込）で貸与、マスクは 5,500 円（税込）での販売となります。

ご希望の方は申込時申請書類「様式-1」のヘルメット、防塵マスクの項目に「希望する」とご記入ください。

※費用は受講料とご一緒にお振込みをお願いいたします。

※数に限りがございますので、予めご了承ください。なお、デジタルカメラの貸与はございません。

2. 受講申し込み方法・手続きの流れ



① 申し込み時に必要な書類は以下のとおりです。

- ・様式－1
- ・様式－2
- ・資格証明書
- ・顔写真（縦 551px×横 413px 以上のもの。ファイル名は氏名にしてください）
- ・受講料振込み票（ネットバンキングでお振り込みの場合は、振込完了画面をスクリーンショットしたものでも可）

※詳細は後述の「3. 申込みに必要な書類」をご参照ください。

※すべての必要書類が揃い、受講料の入金が確認できた時点で申込み完了となります。

- ② 当センターホームページに掲載の日程情報をご参照いただき、受講を希望される会場とコースをお選びください。
- ③ 申込フォームから、必要情報と必要な書類を用意のうえご入力をお願いします。

【その他申し込みに必要な事項】

- ・受講料は前納となっています。納入に際しては、銀行備え付けの振込票または ATM をご利用いただくか、ネットバンキングから直接下記銀行口座に振込みをお願いします。※振込手数料はご負担願います。
振込先：三菱UFJ銀行 川崎駅前支店 普通預金
口座番号：67233
口座名義：一般財団法人 日本環境衛生センター（イッパソダイトンホジシ ニホンカンキョウエイセセンター）
- ・定員に達した時点で受付を終了させていただきます。
- ・キャンセル待ちは承ることが出来かねますのでご了承ください。
- ・お電話等による申込予約はできません。

3. 申込みに必要な書類

受講の申込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって下表のとおりです。（区分番号は各コース共通）

受講資格 区分番号	様式－1 (excel提出)	様式－2 実務経験証明書 (PDF 提出)	各種証明書 (PDF 提出)	銀行振込票 (PDF 提出)	顔写真 (jpg・jpeg・png・bmp のいずれかの画像 ファイル提出)
1	○	○	卒業証明書、履修科目証明書	○ ネットバンキング で振込の場合、 振込完了画面の スクリーンショット でも可	○ 画質が鮮明で無 帽・無背景のもの デジタルカメラ・ス マートフォンなど で撮影したもので も可
2		○	卒業証明書、履修科目証明書		
3		○	卒業証明書、履修科目証明書		
4		○	卒業証明書、履修科目証明書		
5		○	－		
6		○	－		
7		○	特定化学物質等作業主任者証		
8		－	石綿作業主任者技能講習修了証		
9		○	－		
10		○	－		
11		○	登録証		
12-a		○	一般建築物石綿含有建材調査者証		
12-b		○	一般建築物石綿含有建材調査者証		
12-c		－	一般建築物石綿含有建材調査者証		
【注意事項】		・全欄記入 ・証明印が必要	〈各区分共通〉申込み者が会社代表者の場合：会社定款、事務所登録、建設業許可証等通知		

※ 卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書も合わせて同封してください。

4. 申込書の審査・受講決定

- ① 受講資格の適合について申込書類の審査を行います。この審査を通過した方には、講習開講日の1～2週間前を目途に受講決定通知メールを送信いたします。なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。
- ② 受講決定通知メールを受け取った際には、必ず「受講会場」「受講日時」等をご確認ください。
- ③ 受講決定通知発行後のキャンセルはできません。会場変更については、本人の申し出により受講申込み年度の翌年度末（3月31日）を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- ④ 受講決定通知発行後は、原則として受講料の返金はい行いませんのでご承知ください。

5. 講習当日の注意点

- ① 本講習及び修了審査では、規程上遅刻が認められません。各科目の開始前までに着席するようにお願いいたします。万が一、開始時刻を過ぎても着席されていない場合、欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- ② 講習当日は、会場の受付で事前に送付させていただいた受講票をご提示ください。テキストは、受講時にお渡しいたします。
- ③ 講習期間中の宿泊施設、昼食は、各自でご用意ください。
- ④ いずれの会場も駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用ください。
- ⑤ 災害、感染症拡大等やその他当センターの責めに帰さない事由により、当初予定していた講習・修了審査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。なお、その際の交通費、宿泊費等（変更前の費用、変更後の費用ともに）の補償はいたしません。予めご了承の上お申し込みください。
- ⑥ 建築石綿含有建材調査者講習登録規程では、受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）で受講する場合には第1講座①の受講が免除されていますが、当センターの講習では理解度の向上を図る観点から開講時から受講して頂くことになっています。

6. 修了審査について

- ① 全講習科目を受講した方のみ、修了審査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了審査を受験できません。
- ② 実地研修を受講の場合、実地研修終了後に約2週間後を期日として課題（現地調査票）の提出があります。
- ③ 修了審査は、受講コースにより以下の通りです。
 - 【一般建築物石綿含有建材調査者コース】 ⇒筆記試験（マークシート形式試験）80問80分
 - 【実地研修コース】 ⇒口述試験 約20分各コースで行う試験のすべてが満点の「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ※ 口述試験前に提出いただく課題（現地調査票）の作成において、他の人が撮影した写真や図等の課題作成に必要な資料を複製する、または複製をさせる行為は不正行為とみなします。
- ※ 事務局が不正行為と判断した場合は、口述試験は不合格となりますので、ご注意ください。
- ④ 不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。
- ⑤ 修了審査（試験）の内容及び個別合否結果の理由についての問合せには一切応じられませんので、予めご了承ください。

7. 修了証明書の交付

- ① 修了審査を合格した方には、当センター理事長が認定する『一般建築物石綿含有建材調査者』または『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。
- ② 『一般建築物石綿含有建材調査者』取得後、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与された場合、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書は回収します。
- ③ 受講申込書等の記入事項に虚偽の事実や修了審査において不正行為等が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となる場合があります。
- ④ 修了審査を合格した方の修了情報について、所管省庁などに報告させていただく場合がございます。予めご了承の上、お申し込みください。

◇講習に関するお問い合わせ◇

一般財団法人 日本環境衛生センター サステナブル社会推進部 石綿調査者講習事務局
〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 ランドマークプラザ5階 電話：045-285-3710